

令和7年9月 日

多治見市議会議長
仙石 三喜男 様

多治見市議会政治倫理に関する特別委員会
委員長 葉 狩 拓 也

審査結果報告書

令和7年8月21日付けで本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、多治見市議会会議規則（昭和51年議会規則第1号）第109条の規定により報告いたします。

記

1 審査請求の対象議員

奥 村 孝 宏

2 審査請求の対象となった行為

令和7年6月25日の議会運営委員会において、傍聴者の立場で、

- ①スマートフォンを用いて写真を撮影し、委員に対してスマートフォンから指示とともに送信したこと。
- ②委員に対し、配布資料に指示を書き込み、渡したこと。

3 審査の経過等

別紙のとおり

4 審査結果

付託事件について慎重に審査結果、次の結論を得た。

(1) 審査請求内容の事実認定

審査請求の対象となった行為については、全会一致で認定した。

(2) 政治倫理基準違反の存否

当該行為が、多治見市議会議員政治倫理条例第6条第1号「市民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。」の規定に違反することについては、出席委員の5名の賛成により認定した。

(3) 措置の内容

(決定事項を記載)